

「地域福祉推進事業の実施について」 の一部改正について

平成14年6月24日 社援発第0624003号
厚生労働省社会・援護局長

標記については、平成13年8月10日社援地発第1391号本職通知「地域福祉推進事業の実施について」により実施されているところであるが、今般、同通知の一部を別紙のとおり改正し、平成14年4月1日から適用することとしたので、通知する。

今般の改正の主な内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、御了知の上、本事業の円滑な実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内社会福祉協議会等に対して周知徹底を図りたい。

記

1 民生委員・児童委員研修事業について

住民の立場に立って活動を行うことが期待されている民生委員・児童委員の活動を実効あるものとするため、民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要な知識及び技術を修得させるための研修事業を、事業の種類に追加したこと。

2 地域福祉権利擁護事業について

本事業が地域住民のニーズに十分応えられるよう、対象者の範囲の明確化、援助内容の拡大及び援助方法の明確化を図ったこと。

(1) 対象者の範囲の明確化

本事業の対象者について、「痴呆と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を

有する者に限るものではない」と規定し、判断能力が不十分な者であれば、本事業の対象者となることを明確にしたこと。

また、「本事業による援助の対象者は、居宅におけるものに限られるものではない」と規定し、社会福祉施設入所者及び入院患者についても本事業の援助対象としてこと。

さらに、「契約内容について判断し得る能力を有していないと判断された者であっても、成年後見制度の利用により本事業の対象となり得る」と規定し、本事業の対象者を明確にしたこと。

(2) 援助内容の拡大

援助の内容について、「住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助」の規定を追加し、福祉サービスの利用に関する援助以外の援助を含め、福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助を一体的に行えることとしたこと。

また、福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助等に伴う「福祉サービスの利用に関する援助、福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助又は福祉サービスの適切な利用のために一連の援助に伴う預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手續等利用

者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」の規定を追加し、「日常的金銭管理」を援助内容として明確にしたこと。

（3）援助方法の明確化

援助の内容について、「原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行に

よること」及び「法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う必要がある場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること」との規定を新たに設け、本事業の援助方法を明確にしたこと。

別紙

別紙地域福祉推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）2の（1）中「ウ」を「エ」に、「イ」を「ウ」に改め、アの次にイとして次のように加える。

イ 民生委員・児童委員研修事業

本事業は、民生委員・児童委員が相談援助活動を行う上で必要な知識及び技術を修得させるものであること。

実施要綱3中「（5）ふれあいのまちづくり事業実施要領（別添5）」を「（6）ふれあいのまちづくり事業実施要領（別添6）」に、「（4）ボランティア養成等事業実施要領（別添4）」を「（5）ボランティア養成等事業実施要領（別添5）」に、「（3）地域福祉権利擁護事業実施要領（別添3）」を「（4）地域福祉権利擁護事業実施要領（別添4）」に、「（2）ボランティア振興事業実施要綱（別添2）」を「（3）ボランティア振興事業実施要領（別添3）」に改め、「（1）地域福祉推進支援事業実施要領（別添1）」の次に「（2）民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添2）」を加える。

実施要綱中「別添5」を「別添6」に、「別添4」を「別添5」に改め、「別添3」の3を次のように改める。

3 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、痴呆や精神障害者等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うも

のである。

（1）事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 判断能力が不十分な者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。）であること。

イ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

注1 判断能力が不十分な者は、痴呆と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する者に限るものではないこと。

注2 本事業による援助の対象者は、居宅において生活している者に限られるものではないこと。

注3 本事業の契約の内容について判断し得る能力は、別に定める「契約締結ガイドライン」に基づいて判断すること。

また、契約内容について判断し得る能力を有していないと判断された者であっても、成年後見制度の利用により本事業の対象となり得るものであること。

（2）援助の内容

ア 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

（ア）福祉サービスの利用に関する援助

- (イ) 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- (ウ) 住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- (エ) (ア)、(イ)又は(ウ)に伴う預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)

イ アに掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う必要がある場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

(3) 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものを含め、多様な相談に対応できるよう必要に体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められる者については、市町村への連絡等適切な対応を行うよう努力すること。

ア 申請の受付と判断能力等の評価・判定

- (ア) 申請の実施主体に対して行うものとする。
- (イ) 申請を受けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、痴呆又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把

捜するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。

(ウ) (イ)の判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。

(エ) 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

イ 支援計画の作成

(ア) 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、3の(2)に掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。

(イ) 支援計画は、利用者の状況(必要となる援助の範囲又は判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

ウ 契約の締結

(ア) 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。

なお、3の(3)のイ(イ)により、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。

(イ) 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権を授与及びその範囲について具体的に明記すること。

(ウ) 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

(エ) 契約の締結に当たっては、本人の死亡

等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないように十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めて家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

(4) 利用料

ア 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

イ 実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

(5) 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、運営適正化委員会に対し、3に規定する状の実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

(6) 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び運営適正化委員会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

(後略)